

太子堂出張所の狭あい化対応について

(付議の要旨)

太子堂出張所の狭あい化対応について報告する。

1 主旨

太子堂出張所（太子堂2-17-1）は平成25年5月に開設し、交通利便性の高さ等から届出・証明発行等の受付が年間15万件程度で推移しており、3月から4月の繁忙期には、来庁者を建物の外で待たせる状況が続くなど、狭あい化への対応が課題となっている。

このたび、太子堂出張所の狭あい化対策をまとめたので報告する。

2 現行施設の概要

- (1) 住所 太子堂2-17-1
- (2) 建物概要 敷地面積：933.78㎡
建物面積：1356.27㎡（RC4階建）
 - 1階 太子堂出張所・太子堂まちづくりセンター
（事務室 186.84㎡、待合スペース 76.88㎡）
 - 2階 活動フロア（90.34㎡）、活動スペース（13.97㎡）、
太子堂あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会太子堂地区事務局（53.97㎡）
 - 3階 三軒茶屋区民集会所第1会議室（71.82㎡）、第2会議室（55.76㎡）、第3会議室（41.59㎡）
 - 4階 わんぱくクラブ三軒茶屋（225.93㎡）

3 太子堂出張所狭あい化対応の基本的考え方

- (1) 新たな土地・建物の賃貸借や購入を行わず、現在の出張所の立地条件を活かし、待合スペース、執務室の拡大を図る。
- (2) 来庁者の利便性に配慮し、現在と同様に1階で手続きを完結できるようにする。
- (3) カウンターの拡張により窓口での処理量を増やし、待ち時間の短縮を図るとともに、支援措置をはじめ配慮を要する相談に来所する来庁者のプライバシー保護を強化する。

4 対応策

太子堂出張所の執務室と待合スペースを拡張するため下記のとおり対応する。

(1) 太子堂まちづくりセンターの施設内移転

- ① 2階の活動フロアは、現在と同程度の利用が可能な3階区民集会所の第2会議室に移転する。
- ② 1階の太子堂まちづくりセンターは、2階の活動フロアに移転する。まちづくりセンターの執務室の拡充、専用窓口や応接スペースの設置により、窓口サービスの充実と地域団体との連携を強化する。また、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会地区事務局と同じフロアになることで三者連携の強化を図る。

(2) 太子堂出張所のレイアウト改善及び窓口環境改善

- ① 証明書自動交付機システム廃止に伴い設置するKIOSK端末の台数を1台とし、来庁者の待合スペースを拡大する。
- ② まちづくりセンター跡のスペースを活用し、プライバシーに配慮したカウンターや相談ブースを設置するほか、職員が動きやすい執務環境となるよう、レイアウト変更を行う。
- ③ 申請が完了した届出番号を表示するディスプレイを新たに設置し、来庁者が視覚的に待ち状況を確認できるようにするなど、待合スペースと窓口が円滑に連携できるよう窓口環境の改善を行う。

(3) 三軒茶屋区民集会所の一部休止

太子堂複合施設3階の三軒茶屋区民集会所のうち第2会議室を休止する。

5 所要経費（概算）

27,198千円

受付カウンター、待合ベンチ等物品購入経費	9,853千円
サイン変更、レイアウト変更作業等委託経費	2,345千円
太子堂複合施設1階・2階改修工事	15,000千円

6 今後の主なスケジュール

平成31年（2019年）2月	第1回区議会定例会（地区会館条例改正）
7月	三軒茶屋区民集会所第2会議室休止
7月～10月	太子堂複合施設内改修工事
8月	太子堂まちづくりセンター移転
11月	太子堂出張所レイアウト改善